

## ウォーミングアップ！「インボイス制度」入門前に・・・

そもそも「インボイス」とは？

英語の表現で「invoice」のこと。

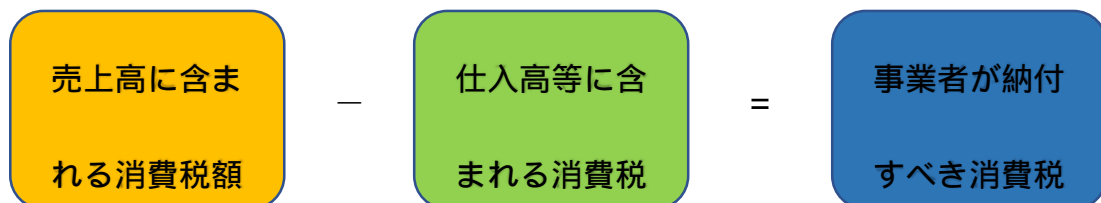
日本語で「明細がわかる請求書（納品書も兼ねる場合あり）」を意味する。複数税率を明記し、それぞれ消費税額が記載されているもの。

国税庁がインボイス制度を導入する目的は？

事業者間でやり取りされる消費税額を国税庁がより正確に把握し、従来よりも取引の透明性を高めるために導入する。

消費税計算の基本的な考え方

国民は日々消費税を支払うが、直接納付していない。間接税方式により最終的に各事業者が集計・計算して税務署に納付する。



例) ラーメン屋の儲けと納税額を考えてみよう!

(条件) 販売額 990 円 (内税 90 円)

諸経費 640 円 (内税 38 円)

諸経費の内訳) 麺代 108 円 (内税 8 円)

水熱費 110 円 (内税 10 円)

賃料 220 円 (内税 20 円)

人件費 202 円 (内税なし)

ラーメン一杯の儲けはいくら?

販売額 990 円 - 諸経費 640 円 = 350 円 (税込)

ラーメン店主はいくら消費税を納める必要がある?

(間接税方式) 売上税額 90 円 - 仕入税額 38 円 = 52 円

実際の儲けはいくら?

350 円 - 52 円 = 298 円 (税抜)

表面上の儲け - 納付義務ある税金 = 実際の儲け

## 「インボイス制度」のまとめ

仮に麺の仕入業者がインボイス制度に対応していない場合、ラーメン店主の納税額は？

(間接税方式) 売上税額 90 円 - 仕入税額 ~~38 円~~ = 52 円

売上税額 90 円 - 仕入税額 30 円 = 60 円

ラーメン店主の実際のもうけは？

350 円 - 52 円 = 298 円 (税抜)

350 円 - 60 円 = 290 円 (税抜)

### <まとめ>

#### 現時点で課税事業者の方

適格請求書発行事業者登録を。インボイス対応していない仕入先や交際費を使う店舗、個人タクシーの今後の継続利用について要検討。

#### 現時点で免税事業者の方

適格請求書発行事業者登録をするかどうかを令和 5 年 3 月 31 日までに検討。